

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度とは？

この制度は、公共施設や店舗、医療機関などの車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、歩行が困難な方などで駐車場の利用に配慮が必要な方に、県が共通の利用証を交付する制度です。



大分あったか・はーと
駐車場の案内表示



大分あったか・はーと駐車場を利用できる方は？

大分あったか・はーと駐車場利用証をお持ちの方です。
対象となる方は、裏面に記載していますのでご確認ください。

利用証の交付

県などで交付します。
(裏面参照)



利用証の使い方



車いすを使用する人は、車の乗り降りの際、ドアを全開にし、乗り移らなければならないので、広いスペースの車いすマーク駐車場が必要です。

利用証をお持ちの方で、広いスペースを必要としない方は、プラスワン区画からご利用していただきますようお願いします。

利用証をお持ちの方でも、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要としている方へ譲っていただきますよう配慮をお願いします。

制度の基本となるのは、県民の皆様の一人ひとりのゆずりあい・思いやりの心です。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

大分県

対象者 以下の基準に該当する方で、駐車場の利用に配慮が必要な方

区 分		等 級	確認書類	交付期間	
身体障がい者	視覚障害	1～4級	身体障害者手帳	交付した日から交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間	
	聴覚障害又は平衡機能障害	聴覚			2・3級
		平衡機能障害			3～5級
	肢体不自由	上肢			1・2級
		下肢			1～6級
		体幹			1～5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			1・2級
		移動機能			1～6級
	心臓機能障害	1～4級			
	じん臓機能障害	1～4級			
	呼吸器機能障害	1～4級			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1～4級			
	小腸機能障害	1～4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級				
肝臓機能障害	1～4級				
知的障がい者	A	療育手帳			
精神障がい者	1級	精神障害者保健福祉手帳			
介護保険被保険者（要介護）	1～5	介護保険被保険者証			
難病の方	右医療受給者証の保有者		・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
妊産婦	妊娠7ヶ月から産後12ヶ月までの者 ただし、多胎児妊娠の場合は妊娠6ヶ月から産後18ヶ月までの者		母子健康手帳	左記の期間	
けが人	車いす、杖等を使用している者		医師の診断書等	医師の診断書等の日から1年未満で必要と認められる期間	
その他	医師の診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		医師の診断書等	医師の診断書等の日から1年未満で必要と認められる期間	

利用証の申請 ①電子申請 ②郵送申請 ③窓口申請

電子申請 大分県福祉保健企画課のホームページから申請が可能です。

郵送申請 大分県福祉保健企画課で郵送申請を受付けています。
「申請書」と上記「交付対象者」に記載の確認書類の写しを同封し、下記の宛先へ郵送してください。
宛先：〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健企画課 あったか・はーと担当

窓口申請 大分県福祉保健企画課や保健所、協力市町村等の窓口で申請できます。
窓口の詳細は県ホームページで確認してください。

問い合わせ先

大分県福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班 あったか・はーと担当
TEL 097-506-2591 FAX 097-506-1732

大分県福祉保健企画課のホームページ
oita-parking@pref.oita.jp

- 「大分県 あったか・はーと」で検索してください。
- 右のQRコードからもアクセスできます。

